

北海道訪問看護ステーション連絡協議会会則

制定
最終改定

1993年9月20日
2025年6月28日

第一章総則

(名称及び事務局)

第1条本会は北海道訪問看護ステーション連絡協議会と称し、この会の所在地を会長の事業所に置く。

事業所所在地: 〒007-0847 北海道札幌市東区北47条東16丁目1番5号

社会医療法人禎心会ら・かるまセンター訪問看護ステーション禎心会東内

但し会長が変更となった場合は、事業所所在地は変更となる。

(会員)

第2条本会の会員は以下をもって構成する。

(1) 正会員は訪問看護制度に基づき設立している北海道の訪問看護ステーション、医療機関・施設等における訪問看護室の管理者及び職員全員とする。

(2) 入会は、所属ステーション及び訪問看護室の施設入会とする。

(3) 準会員として、訪問看護に関心のある者の個人入会も可能である。

(目的)

第3条本会は訪問看護の従事者の資質向上を図り、訪問看護業務の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 訪問看護従事者の質の向上、研鑽のための研修会及び講演会に関すること。

(2) 訪問看護推進のための活動に関すること。

第二章役員

(役員の種別)

第5条本会の役員の総数は11名とする

2. 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長2名

(3) 書記3名

(4) 会計3名

(5) 監事2名

(役員を選任)

第6条会長、副会長、書記、会計、監事は総会において会員の中から選任する。

2. 監事は会長、副会長及びその他役員と兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条役員は次の職務を行う。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠けた際にはその職務を代理する。

(3) 書記は、庶務を担当し、本会の開催時の議事録及び本会に関連する資料等の作成にあたる。

(4) 会計は、本会の経理・会計事務の処理にあたる。

(5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。

会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第8条役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 身分変更や退職などにより、任期途中で役員が欠員となり、その残任期間が3か月以上の際には役員を補充することができる。

3. 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第9条役員が会則に違反したとき、又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

第三章委員

(委員の種別)

第10条本会の委員の総数は19名とする

2. 本会に、次の委員を置く。

(1) 企画委員5名

(2)地区連絡員13名
但し地区の状況により、兼務等若干名の変更が生じることがある。

(委員の選任)

第11条企画委員・地区連絡員・広報委員は会長が任命する。

(委員の職務)

第12条委員は次の職務を行う。

- (1)企画委員は担当地域の状況を掌握し地区連絡員の相談・まとめ役として活動するとともに、役員とのパイプ役として機能する。
- (2)地区連絡員は、担当地区の研修企画・連絡会加入の呼びかけの他、担当地区の状況把握と活性化のための活動を行う。
- (3)広報委員は、当会の広報活動の企画、管理および運営を担う。

(委員の任期)

第13条委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 身分変更や退職などにより、任期途中に委員が欠員となり、その残任期間が3ヶ月以上の際には委員を補充することができる。
3. 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第14条委員が会則に違反したとき、又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、会長の命により解任することができる。

(顧問)

第15条本会には顧問を置くことができる。

2. 本会の顧問のうち一人は、公益社団法人北海道看護協会会長に委嘱する。

第四章 総会

(総会の構成)

第16条総会は、全会員をもって構成する。

(総会の種別)

第17条総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2. 定期総会は、毎年6月に開催する。全会員に招集を呼びかけ出席・欠席の返信が無い場合は、協議事項に賛成したものとみなす。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、全会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示し請求があったとき及び第7条第1項第5号の規定により、監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2. 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第19条総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1)事業計画及び事業報告に関する事項
- (2)予算及び決算に関する事項
- (3)役員を選任及び解任に関する事項
- (4)会則の変更に関する事項
- (5)その他の重要事項

(総会の議長)

第20条総会の議長は、総会に出席した会員の中から選任する。

(総会の定足及び議決)

第21条総会は、総会出席全会員の過半数の評議により成立する。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、総会資料をもって議事録とする。

- (1)日時及び場所
- (2)開催目的、審議事項及び議決事項
- (3)議事の経過の概要及びその結果
- (4)その他

第五章 役員会

(役員会の構成)

第23条役員会は、役員をもって構成する。

(役員会の招集)

第24条役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の審議事項)

第25条役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第六章会計

(経費)

第26条本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費)

第27条本会の会費は以下のとおりとする。

- (1) 正会員会費は一ヶ年12,000円とし、翌年度分を当年度末までに納入する。
但し、当該年度の新規開設事業所に限り、同年12月以降に入会した場合に、役員会の承認を得て、年会費を6,000円とする。
- (2) 準会員は一ヶ年5,000円とし、翌年度分を当年度末までに納入する。

(会計年度)

第28条本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第七章雑則

(委任)

第29条この会則に定めるものの他必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長が定める。

第30条本会の設立年度は平成5年9月20日とする。

(附則)

本会則は平成5年9月20日より施行する。
本会則は平成6年7月2日より施行する。
本会則は平成12年6月1日より施行する。
本会則は平成13年6月1日より施行する。
本会則は平成14年6月1日より施行する。
本会則は平成15年6月1日より施行する。
本会則は平成17年6月1日より施行する。
本会則は平成20年6月1日より施行する。
本会則は平成21年6月1日より施行する。
本会則は平成22年6月1日より施行する。
本会則は平成23年6月1日より施行する。
本会則は平成25年6月1日より施行する。
本会則は平成26年6月1日より施行する。
本会則は平成27年6月1日より施行する。
本会則は平成29年6月1日より施行する。
本会則は平成30年6月1日より施行する。
本会則は2025年6月28日より施行する。

この会則の記載内容について事実と相違ないことを誓約いたします。

北海道札幌市東区北47条東16丁目1番5今野好江

